

○三鷹市多世代交流センター条例施行規則

平成 28 年 10 月 1 日

規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三鷹市多世代交流センター条例（平成 28 年三鷹市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用者名簿への記入)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号に規定する児童館機能を利用する者は、利用の際、利用者名簿に必要な事項を記入するものとする。

(団体登録)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、別表第 1 に規定する三鷹市多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）の施設を使用しようとする団体は、三鷹市多世代交流センター貸切使用登録申請書（様式第 1 号）又は三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 団体登録の資格要件等は、市長が別に定める。

3 市長は、第 1 項の規定により申請をした団体を登録したときは、電磁的方法により貸切使用登録カード（以下「登録カード」という。）を当該団体に交付するものとする。ただし、電磁的方法によらない方法による交付を希望するものには、市長が別に定める方法で交付することができる。

4 前項の規定により登録カードの交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

5 登録団体は、第 1 項の規定による届出事項の内容に変更が生じたとき又は当該登録を廃止しようとするときは、三鷹市多世代交流センター貸切使用登録変更・廃止届（様式第 2 号）又は施設予約システムにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

6 第 3 項の規定にかかわらず、市長が特に認める団体については、第 1 項の申請書の提出及び第 3 項の登録カードの交付を要しないものとする。

(使用の申請及び承認等)

第 4 条 登録団体が多世代交流センターの施設を使用しようとするときは、別表第 2 に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に施設予約システムにより、市長に使用の申請をしなければならない。ただし、使用日当日については、施設予約システムによらず、多世代交流センター窓口で使用の申請をしなければならない。

2 市長は、別表第 2 に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システ

ムによる抽せんにより使用する団体を決定し、使用を承認するものとする。

3 市長は、別表第2に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する団体を決定し、使用を承認するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(登録カードの提示)

第5条 前条第2項及び第3項の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、多世代交流センターの使用の際、市長に登録カードを提示しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第6条 市長は、条例第9条の規定により多世代交流センターの使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市多世代交流センター使用承認取消し等通知書(様式第3号)により使用者に通知する。

(特別の設備等の承認手続)

第7条 使用者は、次に掲げる場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用する場合

(2) 施設において物品等を販売し、又は金品の募集等を行う場合

(3) 施設に広告その他これに類するものを掲示し、又は配布する場合

2 市長は前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、多世代交流センターへの入館を禁じ、又は退館させることができる。

(1) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不相当と認めるとき。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設並びに設備及び器具の使用を適正に行うこと。

(2) 施設並びに設備及び器具を損傷した場合は市長に報告すること。

(3) 使用人員は、各室の収容定員を標準とすること。

(4) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。

(5) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による多世代交流センターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、令和 8 年 4 月 15 日から施行する。

- 2 改正後の三鷹市多世代交流センター条例施行規則の規定による多世代交流センターの使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表第 1（第 3 条関係）

センター名	施設名	時間区分			
		午前 9 時 30 分 ～正午	午後 1 時～午 後 3 時 30 分	午後 4 時～午 後 6 時 30 分	午後 7 時～午 後 9 時 30 分
東多世代交流 センター	学習室	午前 9 時 30 分 ～正午	午後 1 時～午 後 3 時 30 分	午後 4 時～午 後 6 時 30 分	午後 7 時～午 後 9 時 30 分
	会議室				
	談話室兼保 育室				
西多世代交流 センター	学習室	午前 9 時 30 分 ～正午	午後 1 時～午 後 3 時 30 分	午後 4 時～午 後 6 時 30 分	午後 7 時～午 後 9 時 30 分
	集会室				
	視聴覚室兼 保育室				

別表第 2（第 4 条関係）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市内団体	使用日の属する月の 3 月前の 1 日か ら 10 日まで	使用日の属する月の 2 月前の 1 日か ら使用日当日まで
市外団体	—	使用日の属する月の 1 月前の 1 日か ら使用日当日まで

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該施設に空きがある場合に限る。